

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

③ リース資産（所有権移転外ファイナンスリース・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

④ 長期前払費用

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

平成25年度までは「指導指針」に基づき、会計処理をおこなっていたが、平成26年度より「新会計基準」に基づき会計処理をおこなうこととしている。

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(ア) 法人全体の財務諸表 (第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(イ) 事業区分別内訳表 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号2様式)

当法人では、拠点が1つの法人のため作成していない。

(ウ) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、拠点区分が1つの事業区分のため作成していない。

(エ) 収益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(オ) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

さつき園拠点 (社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホームさつき園」

「老人デイサービスさつき園」

「老人短期入所さつき園」

「老人居宅介護等さつき園」

「老人介護支援センターさつき園」

「居宅介護支援」

「高齢者介護予防」

「地域支え合い」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	731,750,550	0	0	731,750,550
建物	681,193,581	0	△42,216,914	638,976,667

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地	705,700,000円
建物	615,112,956円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	255,870,000円
-----------------------	--------------

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,130,817,450	491,840,783	638,976,667
構築物	20,632,800	19,064,376	1,568,424
器具及び備品	62,420,452	55,117,033	7,303,419
車両運搬具	17,799,520	11,562,862	6,236,658
リース資産	5,215,740	173,858	5,041,882

9. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

10. 関連当事者との取引内容

「該当なし」

11. 重要な偶発債務

「該当なし」

12. 重要な後発事象

「該当なし」

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」